

軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱新旧対照表

現行	改正後																					
<p>第1～11条 略</p> <p><別表></p> <p>別表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">補助対象経費</td> <td>軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、平成21年2月24日付け20長寿第49477号「軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて」（香川県健康福祉部長通知）に基づき徴収すべき事務費（サービスの提供に要する費用）の一部を減免した経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助金交付額</td> <td>この補助金の交付額は、施設ごとに事務費実支出額と事務費基準額（サービスの提供に要する費用）とを比較し、いずれか少ない方の額から本人からの費用徴収額を控除して得た額とする。 (注) 1. 新たに事業を開始した施設については、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分までは、次により算出した額を補助金交付額とする。 $\text{事務費助成基準額（月額）} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{30 \text{日又は当該月の実日数}}$ </td> </tr> </table>	補助対象経費	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、平成21年2月24日付け20長寿第49477号「軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて」（香川県健康福祉部長通知）に基づき徴収すべき事務費（サービスの提供に要する費用）の一部を減免した経費	補助金交付額	この補助金の交付額は、施設ごとに事務費実支出額と事務費基準額（サービスの提供に要する費用）とを比較し、いずれか少ない方の額から本人からの費用徴収額を控除して得た額とする。 (注) 1. 新たに事業を開始した施設については、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分までは、次により算出した額を補助金交付額とする。 $\text{事務費助成基準額（月額）} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{30 \text{日又は当該月の実日数}}$	<p>第1～11条 略</p> <p><別表></p> <p>別表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">補助対象経費</td> <td>補助対象経費は、以下の①及び②の合計額とする ① 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、平成21年2月24日付け20長寿第49477号「軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて」（香川県健康福祉部長通知）に基づき徴収すべき事務費（サービスの提供に要する費用）の一部を減免した経費（以下「基礎事務費補助額」という。） ② 軽費老人ホームの介護職員の処遇改善を図るための経費（以下「民間施設給与等改善費」という。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助金交付額</td> <td>① 基礎事務費補助額 この補助金の交付額は、施設ごとに事務費実支出額と事務費基準額（サービスの提供に要する費用）とを比較し、いずれか少ない方の額から本人からの費用徴収額を控除して得た額とする。 (注) 1. 新たに事業を開始した施設については、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分までは、次により算出した額を補助金交付額とする。 $\text{事務費助成基準額（月額）} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{30 \text{日又は当該月の実日数}}$ ② 民間施設給与等改善費 $49 \text{千円（1人/月）} \times \text{介護職員の配置基準数} \times \text{開設月数}$ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>施設の種別</th> <th>一般入所者の数</th> <th>介護職員の配置基準数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型</td> <td>80人以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ケアハウス</td> <td>30人以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>30人を超え、80人以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>80人を超え、120人以下</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> (注) 1. 「一般入所者の数」は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 2. 一般入所者の入所日数が0となる月は、「開設月数」に算入しない。 </td> </tr> </table>	補助対象経費	補助対象経費は、以下の①及び②の合計額とする ① 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、平成21年2月24日付け20長寿第49477号「軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて」（香川県健康福祉部長通知）に基づき徴収すべき事務費（サービスの提供に要する費用）の一部を減免した経費（以下「基礎事務費補助額」という。） ② 軽費老人ホームの介護職員の処遇改善を図るための経費（以下「民間施設給与等改善費」という。）	補助金交付額	① 基礎事務費補助額 この補助金の交付額は、施設ごとに事務費実支出額と事務費基準額（サービスの提供に要する費用）とを比較し、いずれか少ない方の額から本人からの費用徴収額を控除して得た額とする。 (注) 1. 新たに事業を開始した施設については、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分までは、次により算出した額を補助金交付額とする。 $\text{事務費助成基準額（月額）} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{30 \text{日又は当該月の実日数}}$ ② 民間施設給与等改善費 $49 \text{千円（1人/月）} \times \text{介護職員の配置基準数} \times \text{開設月数}$ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>施設の種別</th> <th>一般入所者の数</th> <th>介護職員の配置基準数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型</td> <td>80人以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ケアハウス</td> <td>30人以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>30人を超え、80人以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>80人を超え、120人以下</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> (注) 1. 「一般入所者の数」は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 2. 一般入所者の入所日数が0となる月は、「開設月数」に算入しない。	施設の種別	一般入所者の数	介護職員の配置基準数（人）	A型	80人以下	4	ケアハウス	30人以下	1	30人を超え、80人以下	2	80人を超え、120人以下	3
補助対象経費	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、平成21年2月24日付け20長寿第49477号「軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて」（香川県健康福祉部長通知）に基づき徴収すべき事務費（サービスの提供に要する費用）の一部を減免した経費																					
補助金交付額	この補助金の交付額は、施設ごとに事務費実支出額と事務費基準額（サービスの提供に要する費用）とを比較し、いずれか少ない方の額から本人からの費用徴収額を控除して得た額とする。 (注) 1. 新たに事業を開始した施設については、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分までは、次により算出した額を補助金交付額とする。 $\text{事務費助成基準額（月額）} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{30 \text{日又は当該月の実日数}}$																					
補助対象経費	補助対象経費は、以下の①及び②の合計額とする ① 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、平成21年2月24日付け20長寿第49477号「軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて」（香川県健康福祉部長通知）に基づき徴収すべき事務費（サービスの提供に要する費用）の一部を減免した経費（以下「基礎事務費補助額」という。） ② 軽費老人ホームの介護職員の処遇改善を図るための経費（以下「民間施設給与等改善費」という。）																					
補助金交付額	① 基礎事務費補助額 この補助金の交付額は、施設ごとに事務費実支出額と事務費基準額（サービスの提供に要する費用）とを比較し、いずれか少ない方の額から本人からの費用徴収額を控除して得た額とする。 (注) 1. 新たに事業を開始した施設については、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分までは、次により算出した額を補助金交付額とする。 $\text{事務費助成基準額（月額）} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{30 \text{日又は当該月の実日数}}$ ② 民間施設給与等改善費 $49 \text{千円（1人/月）} \times \text{介護職員の配置基準数} \times \text{開設月数}$ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>施設の種別</th> <th>一般入所者の数</th> <th>介護職員の配置基準数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型</td> <td>80人以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ケアハウス</td> <td>30人以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>30人を超え、80人以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>80人を超え、120人以下</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> (注) 1. 「一般入所者の数」は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 2. 一般入所者の入所日数が0となる月は、「開設月数」に算入しない。	施設の種別	一般入所者の数	介護職員の配置基準数（人）	A型	80人以下	4	ケアハウス	30人以下	1	30人を超え、80人以下	2	80人を超え、120人以下	3								
施設の種別	一般入所者の数	介護職員の配置基準数（人）																				
A型	80人以下	4																				
ケアハウス	30人以下	1																				
	30人を超え、80人以下	2																				
	80人を超え、120人以下	3																				

現行

改正後

< 交付申請様式 >

< 交付申請様式 >

表 1

補助金所要額調書

施設名	総事業費 A	事務費支出 予定額 B	事務費基準額 C	事務費本人 徴収予定額 D	減免予定額 (B又はC-D) E	補助額 F

(注) 1 E欄については、B欄又はC欄の額のいずれか少ない方からD欄の額を控除した額を記入すること。
2 F欄については、E欄の額を記入すること。

表 1

補助金所要額調書

施設名	総事業費 A	事務費支出 予定額 B	事務費基準額 C	事務費本人 徴収予定額 D	減免予定額 (B又はC-D) E	民間施設給与等改善費 F	補助額 E+F=G

(注) 1 E欄については、B欄又はC欄の額のいずれか少ない方からD欄の額を控除した額を記入すること。
2 F欄については、E欄の額を記入すること。

表 1

補助金所要額調書

単位:円

施設名	総事業費 A	事務費支出 予定額 B	事務費基準額 C	事務費本人 徴収予定額 D	減免予定額 (B又はC-D) E	補助所要額 F	既交付決定額 G	差引追加交付 申請額 F-G

(注) 1 E欄については、B欄又はC欄の額のいずれか少ない方からD欄の額を控除した額を記入すること。
2 F欄については、E欄の額を記入すること。

表 1

補助金所要額調書

単位:円

施設名	総事業費 A	事務費支出 予定額 B	事務費基準額 C	事務費本人 徴収予定額 D	減免予定額 (B又はC-D) E	民間施設給与等 改善費 F	補助所要額 E + F = G	既交付決定額 H	差引追加交付 申請額 G - H

(注) 1 E欄については、B欄又はC欄の額のいずれか少ない方からD欄の額を控除した額を記入すること。
2 F欄については、E欄の額を記入すること。

(1)~(4) 略

現行

改正後

【新設】

(1)～(4) 略

(5)

(5) 民間施設給与等改善費

一般入所者の数	介護職員の 配置基準数	開設月数	民間施設給与等改善費
	①	②	$49,000 \times ① \times ② =$ F(表1)
人	人	月	円

※1 「一般入所者の数」は、前年度の平均値とする。

ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

※2 月の「一般入所者の数」が0である場合、当該月は「開設月数」に算入しない。

(参考)

施設の種別	一般入所者の数	介護職員の 配置基準数 (人)
A型	80人以下	4
	30人以下	1
ケアハウス	30人を超え、80人以下	2
	80人を超え、120人以下	3